

社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社の関係会社（以下「当社グループ」という）の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに準じる者および使用人、ならびに過去に業務執行者として当社グループに所属したことがある者（以下、総称して「業務執行者」という）
- ② 当社グループを主要な取引先として、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社から受けた者またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先として、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社に行っている者、または直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者またはその業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超える（以下、総称して「多額」という）金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨ 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑩ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
- ⑪ 上記②から⑩に過去3年間において該当していた者
- ⑫ 上記①から⑩に該当する者が、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長格以上の上級管理職である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族